

# 藤苑短期入所重要事項説明書

社会福祉法人伏古福祉会  
特別養護老人ホーム藤苑

施設は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定 第0170200083号)

当施設はご契約者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

## ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 個人情報の取り扱いについて
7. 事故発生時の対応について
8. 感染症対策体制の徹底
9. 身元引受人
10. 連帯保証人
11. 苦情の受付について
12. 非常災害時の対応について
13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項
14. 持ち物について

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 伏古福祉会
- (2) 法人所在地 北海道札幌市東区伏古7条3丁目1番33号
- (3) 電話番号 011-781-2400
- (4) 代表者氏名 理事長 後藤 規好
- (5) 設立年月 平成4年4月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
  - 指定短期入所生活介護・平成4年4月1日指定
  - 指定介護予防短期入所生活介護・平成18年4月1日指定
  - 北海道0170200083号
- (2) 事業所の目的

この事業は、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを受ける者（以下「ご利用者」という）が、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称
  - 藤苑短期入所生活介護事業所
  - 藤苑介護予防短期入所生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 北海道札幌市東区伏古7条3丁目1番33号
- (5) 電話番号 011-781-2400
- (6) 代表者氏名 管理者 岸田 喜幸
- (7) 当事業所の運営方針

当事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

また、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の事業を運営するに当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介

護支援事業者、居宅介護サービス事業者その他の保健・医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めるものとする。

(8) 開設年月 平成4年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日 9:00～17:30 ※なお、緊急時につきましてはその都度ご相談ください。

(10) 利用定員 10人

### 3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。個室・多床室のご利用につきましては、可能な限りご希望に応じて調整を行いますのでお申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	4室	従来型個室 トイレ居室外 洗面所一居室内
2人部屋	1室	多床室(男性用) トイレ居室外 洗面所一居室内
4人部屋	4室	多床室(女性用) トイレ居室外 洗面所一居室内
合計	9室	※ 併設の介護施設の状況により変更します
食堂	4室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒・肋木・輪転器
浴室	3室	一般浴・機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所・介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	区 分	
	常 勤	非 常 勤
施 設 長	1名	
生活相談員	2名	
介 護 職 員	30名	5名
看 護 職 員	4名	
機能訓練指導員		1名
介護支援専門員	1名	
医 師		1名
管理栄養士	1名	
調 理 員	8名	

<主な職種の勤務体制>

従業者の職種	勤 務 体 制
施 設 長	8：45～17：15
生活相談員	9：00～17：30
介 護 職 員	早番 6：30～15：30
	日勤 9：15～18：15
	遅番 10：15～19：15
	夜勤 17：00～ 9：30
看 護 職 員	早番 7：30～16：00
	遅番 10：30～19：00
機能訓練指導	週1～2日 勤務時間は職員の都合により異なります
介護支援専門員	9：30～17：30
医 師	週2回 時間は医師の都合により異なります
管理栄養士	8：45～17：15
調 理 員	早番 6：00～15：00
	日勤1 6：30～15：30
	日勤2 8：00～17：00
	遅番 10：15～19：15

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |                         |
|-------------------------|
| A 利用料金が介護保険から給付される場合    |
| B 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

### A 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費・食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝 食	7：45～ 8：45
昼 食	12：15～13：15
夕 食	18：00～19：00

##### ②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。

男性入浴日	月・木（一部女性入浴対応）
女性入浴日	火・金

- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑤入退所対応時間及び送迎

入退所対応時間		8：30 ～ 19：30
施設送迎	送迎区域	札幌市全区
	平日	9：00～17：30
	土日祝日等	基本的に対応しておりません

※ 詳細につきましてはご相談ください。可能な範囲で対応を検討いたします。

### ⑥健康管理

- ・ 利用期間中は嘱託医師による健康管理を受けることができます。また、緊急の場合には、かかりつけの医療機関あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

なお、原則として、緊急の場合を除くかかりつけの医療機関への受診はご家族で対応をしていただきます。

#### 嘱託医師（協力医療機関）

医療機関の名称	勤医協中央病院
所在地	札幌市東区東苗穂5条1丁目9番1号
診療科	内科、外科、整形外科、その他

### ⑦その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

### ⑧サービスの質の確保

- ・ 感染症管理体制の強化
- ・ 介護事故に対する安全管理体制の強化
- ・ 身体拘束廃止に向けた取組みの強化

【 サービス利用料金 （1日あたり） 】（契約書第5条、第7条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

1 サービス利用料金（円/日）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
給付 単位数	451 単位	561 単位	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
単価	10,14円						
サービス 利用料金	4,573 円	5,688 円	6,114 円	6,814 円	7,554 円	8,264 円	8,963 円
給付金額	4,116 円	5,120 円	5,503 円	6,133 円	6,799 円	7,438 円	8,067 円
自己 負担分	457円	568円	611円	681円	755円	826円	896円

2 加算（円/日）

- ・ 処遇改善加算Ⅰ・・・合計単位数14.0%を加算
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・22円
- ・ 送迎加算・・・186円
- ・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所日から7日間を上限）  
・・・202円（※1）
- ・ 若年性認知症利用者受入加算・・・121円（※2）
- ・ 認知症ケア加算Ⅱ・・・4円（※3）

※1 認知症の行動・心理症状により、緊急で受け入れを行った場合に、初日より7日間を限度として加算されます。

※2 若年性認知症を抱える方へサービスを提供する場合に加算されます。

※3 認知症日常生活自立度Ⅲ以上で該当する方のみ加算されます。

- ☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

B 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

1 居住費・食費の利用者負担額（円／日）

対象者		区分	居住費		食費
			※居住の種類により異なります		朝食 421円 昼食 472円 夕食 552円
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	0円	380円	日額上限 300円
市町村 民税 世帯 非課税	老齢福祉年金受給者				
	課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方				
	利用者第2段階以外の方 A～80万円超120万円以下 B～120万円超	利用者負担 第3段階	430円	880円	日額上限 A1000円 B1300円
上記以外の方		利用者負担 第4段階	915円	1231円	1445円

- ※1 ただし、サービス利用時の居住費・食費について、所得の低い方は、各区への申請により「負担限度額」が認定され、基準費用額との差額が保険給付されます。なお、サービス利用時に「介護保険負担限度額認定証」をご提示のうえ、ご料金をお支払いいただきます。
- ※2 事業所、もしくはご利用者の事情により、居室が変更された場合の滞在費については以下の通りとなります。

- 事業所側の事情によるもの  
（事由：見取り、感染症患者隔離など）  
共に、多床室の滞在費をお支払いいただきます。
- ご利用者の事情によるもの  
（事由：ご利用者のご希望、迷惑行為による苦情など）  
移動後の居室の滞在費をお支払いいただきます。

## 2 利用料金の全額がご利用者の負担となるサービス。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①特別な食事

ご利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

##### 利用料金

要した費用の実費 （例：外食等）

#### ②理髪・美容

##### [理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、）をご利用いただけます。

##### 利用料金

男性・2300円

女性・調髪・1800円 顔剃・500円 両方・2500円

##### [美容サービス]

不定期ですが、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

事前のご相談に応じて調整を行います

##### 利用料金

カット2500円 パーマ5500円～ 毛染め4200円～

#### ③レクリエーション参加費

ご利用者の希望でレクリエーションに参加していただくことができます。

##### 利用料金

要した費用の実費 （例：材料費等）

#### ④複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

#### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で負担して頂くことが適当であるものにかかる経費を負担いただきます。

※ なお、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

#### C 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記A、Bの料金・費用は、サービス提供証明書（請求明細書）に従いお支払い下さい。基本的には、サービス利用終了の退所時にお支払いいただき、領収書を発行いたします。

なお、ご希望に応じて、指定口座への振込みによるお支払いも受け付け可能です。

##### 指定口座のご案内

北洋銀行 伏古支店 店番：489 口座番号：3070585

口座名：社会福祉法人 特別養護老人ホーム 施設長 後藤 規好

## 6. 個人情報の取り扱いについて

介護保険制度におけるサービス利用において、円滑にサービス提供をさせていただくために、利用者及び利用者家族の個人情報を共有し、サービス利用上にて、ご利用者の日常的な生活における援助を不備なく提供させていただきたいと思っております。

また、関係する機関以外には、個人情報が漏れないよう、管理面においても保管場所を設定し、施錠対応のうえ秘密保持を厳守することを誓います。

##### 【個人情報を使用させていただく範囲について】

- ・施設内での介護、看護、栄養管理サービスの提供
- ・行政機関への申請、照会（社会福祉法人等利用者負担減額申請など）
- ・居宅介護支援事業所との連携
- ・緊急による通院、入院時の情報提供
- ・審査支払機関への請求関連
- ・審査支払機関、保険者からの紹介への回答
- ・ご家族へ心身の状況説明
- ・会計、経理

## 7. 事故発生時の対応について

施設内において、入所者の予期せぬ事故が発生したときは、次のとおり迅速適切な対応により円滑かつ円満な解決につとめます。

## (1) 入所者及び契約者への対応

### ①最善の処置

介護事故が発生した場合、まず入所者に対して可能な限りの緊急処置を行なうとともに、引き続き看護職員を呼び最善の処置を行ないます。

### ②管理者への報告

速やかに管理者へ報告するとともに、事業所で対応できない場合には嘱託医の指示で協力医療機関へ移送します。

### ③入所者及び契約者への説明

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに入所者や契約者等に誠意をもって説明し、申し出についても誠実に対応します。

### ④入所者及び契約者への損害賠償

介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意を持って入所者又は契約者に対して補償します。

### ⑤事故記録と報告

入所者への処置が完了した後、速やかに介護事故報告書を作成し再発防止対策につとめます。

## (2) 行政機関への報告

重大な介護事故や死亡事故など重大な事態が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

## 8. 感染症対策体制の徹底

施設において感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次による措置を講じます。

(1) 施設内における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延を防止のためのマニュアルを整備し、感染症対策についての研修を定期的実施します。

## 9. 身元引受人（契約書第21条参照）

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

- ・当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。
- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。

## 10. 連帯保証人（契約書第22条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 11. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口（担当者）

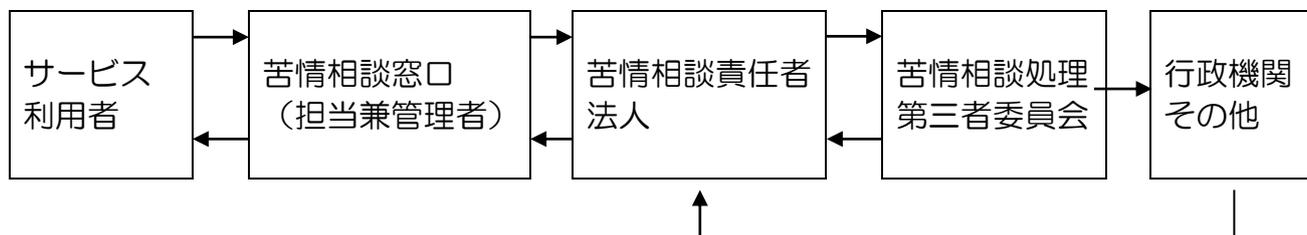
〔職名〕 相談課長 鈴木 健

〔電話〕 011-781-2400

#### ○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

## (2) 苦情処理体制



### 【社会福祉法人 伏古福社会 第三者委員会】

担当者	谷本 由紀子	090-5982-8587
	林 智子	011-783-5059
	猫塚 眞里子	011-780-2730

## (3) 行政機関その他苦情受付機関

札幌市・東区役所 保健福祉サービス課	所在地：札幌市東区北11条東7丁目 電話番号：011-741-2400 受付時間：9:00~17:15
国民健康保険団体連合会	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：011-231-5161 受付時間：9:00~17:00
札幌市社会福祉協議会	所在地：札幌市中央区大通り西19丁目 電話番号：011-632-0550 受付時間：9:00~17:00

## 12. 非常災害時の対応について

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム藤苑 消防計画」に則り、対応を行います。
平常時の訓練等 防災装備	別途定める「特別養護老人ホーム藤苑 消防計画」に則り、夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画書	消防署への届出日：平成12年2月1日 防火責任者：後藤 規好

### 1 3. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	訪問者は、面会時間を厳守し、必ず事務室前の面会簿に記入して下さい。来訪者の宿泊は原則認めません。
外出	外出の際には、必ず外出簿に記入して下さい。
居室設備 設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただくことがございます。 なお、ご希望により無料で居室にテレビを設置することができます。テレビには台数に限りがございますので、予めご了承ください。
喫煙・飲酒	喫煙、また飲酒につきましては決められた場所以外ではお断りいたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにしてください。
金銭及び物品の 供与及び貸与等	他の利用者への物品、金銭の供与及び貸与は行わないようにしてください。このことによるトラブルにつきましては、事業所側では責任を負いかねます。 ※ お小遣いの範疇を超える金銭の持参はご遠慮ください。
宗教活動 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持込み及び飼育はお断りします。

※ 上記をご留意いただけない場合は、「契約書第19条三項」の対象となる場合があります。

## 14. 持ち物について

サービスのご利用にあたり下記の物をご用意ください。なお、持ち物につきましては、記名して頂くようご協力をお願いいたします。

- 介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証
- 衣類、下着類（洗濯をご希望される方は、必ず記名をお願いいたします）
- 寝巻き
- 上靴
- 洗面用具
- 医療品（処方されている内服薬、外用薬などを日程で必要な分）
- その他、利用者が必要とする日用品、介護用品

※1 記名についてご了承いただけない場合、持ち物の紛失について事業所側では責任を負いかねます。

※2 寝具、オムツ等及び共用の日用品は施設で用意しております。

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 所在地 札幌市東区伏古7条3丁目1番33号  
名称 藤苑指定短期入所生活介護事業所  
藤苑介護予防短期入所生活介護事業所

代表者氏名 理事長 後藤 規好 印

説明者 所属 特別養護老人ホーム藤苑

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護の提供開始及び個人情報の使用に対し同意しました。

契約者 住所

氏名 印

身元引受人 住所

氏名 印

(続柄 )

連帯保証人 住所

氏名 印

(続柄 )